

「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」及び「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）についての意見・情報の募集について

令和8年6月3日
農林水産省経営局

この度、「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」及び「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

今般、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（令和7年法律第67号）において、新たな事業再生手続（以下「早期事業再生手続」という。）が規定されたところ、早期事業再生手続に基づく事業再生会社を銀行等の子会社とすることができる旨を明確化するため、金融庁において、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）等の改正を行うこととされています。

共済事業を行う農業協同組合連合会においても、同様の観点から、早期事業再生手続に基づく事業再生会社を子会社とすることができる旨を明確化するため、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号。以下「農協法施行規則」という。）について、所要の改正を行う予定です。

これに伴い、共済事業向けの総合的な監督指針（平成18年3月31日付け17経営第7481号経営局長通知）についても、所要の改正を行う予定です。

また、企業会計基準委員会（ASBJ）において、改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」及び実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」が公表されたことを受け、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）等について、財務諸表上に特別法人事業税及び防衛特別法人税を位置づける等、所要の改正が行われました。

農協法施行規則においても、同様の観点から、計算書類に特別法人事業税及び防衛特別法人税を位置づけるため、所要の改正を行う予定です。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省経営局協同組織課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省経営局協同組織課企画法令係

4 意見・情報の提出上の注意

- ・提出の意見・情報は、日本語に限ります。
- ・電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。
- ・提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。なお、これらの個人情報、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。
- ・また、これらの情報は、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和8年6月3日～令和8年7月2日
（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ・ 農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案
- ・ 共済事業向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）